

福祉関係の手当て

	対象者	手当金(月額)	支給月	問合せ
国 県	次のいずれかに該当する20歳以上の障害者（施設入所者、長期（3か月超）入院者を除く）の方 （以下は目安であり、原則、診断書による審査があります。） ①身体障害者手帳2級（一部を除く）以上の障害を重複して有する方 ②身体障害者手帳2級（一部を除く）以上の障害を有する方で、IQ20以下の方又は常時介護が必要な精神障害を有する方 ③身体障害者手帳2級（一部を除く）以上の障害を有する方又はIQ20以下の方、もしくは常時介護が必要な精神障害を有する方で、他に身体障害3級相当の障害を2つ以上有する方 ④身体障害者手帳2級（一部を除く）以上の障害を有する方又はIQ20以下の方もしくは同程度の障害又は病状を有する方で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な方	国 27,980円	2月 5月 8月 11月	福祉課 内線221 内線261
特別障害者手当	国の手当を受給している方に加算して支給されます。 ①身体障害者手帳1、2級でIQ35以下の方 ②身体障害者手帳1、2級又はIQ35以下の方	県 ①6,850円 ②1,050円		
国 県	次のいずれかに該当する20歳未満の障害(児)者（障害を事由とした年金受給者及び施設入所者を除く）の方 （以下は目安であり、原則、診断書による審査があります。） ①身体障害者手帳1級（2級の一部を含む）の障害を有する方 ②IQ20以下の方 ③上記と同程度の障害又は病状で、常時介護が必要な方	国 15,220円	2月 5月 8月 11月	福祉課 内線221 内線261
障害児福祉手当	国の手当を受給している方に加算して支給されます。 ①身体障害者手帳1、2級でIQ35以下の方 ②身体障害者手帳1、2級又はIQ35以下の方	県 ①6,900円 ②1,150円		
県	次のいずれかに該当する障害(児)者（特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者、施設入所者及び長期（3か月超）入院者を除く）の方 ①身体障害者手帳1、2級でIQ35以下の方 ②身体障害者手帳1、2級の方、IQ35以下の方又は身体障害者手帳3級の障害を有し、IQ50以下の方（65歳以上で新たに障害者となった方は除く）	県 ①1種15,500円 ②2種 6,750円	4月 8月 12月	健康・子育て課 内線262
在宅重度障害者手当				
町	次のいずれかに該当する障害(児)者（施設入所者の一部を除く）の方 ①身体障害者手帳1級、2級の方 ②療育手帳A判定の方 ③身体障害者手帳3級と療育手帳B判定の障害が合併している方 ④精神障害者保健福祉手帳1級の方 ⑤身体障害者手帳3級の方 ⑥療育手帳B判定の方 ⑦精神障害者保健福祉手帳2級の方 ⑧身体障害者手帳4級の方 ⑨療育手帳C判定の方 ⑩精神障害者保健福祉手帳3級の方 ⑪身体障害者手帳5、6級の方	町 ①～④ A種 4,500円 ⑤～⑦ B種 3,600円 ⑧～⑩ C種 1,700円 ⑪ D種 1,000円	3月 9月	
町				
障害者福祉手当				

各種福祉手当の 手続きはお済みですか？

国、県、町では各種手当を支給しています。該当の方で、申し込みをしていない方は、下記の役場担当課で手続きをしてください。

この受給要件のほかに支給制限、所得制限があります。

子育て関係の手当

	対象者	手当金(月額)	支給月	問合せ
国	3歳未満 小学校修了前 第1子・2子 小学校修了前 第3子以降 中学校修了前 10,000円 中学校終了前 10,000円 特別給付（所得制限対象者） 一律5,000円	15,000円 10,000円 15,000円 10,000円	6月 10月 2月	健康・子育て課 内線262
国	児童手当 中学校修了前の児童を養育している方			
国	次の要件に当てはまる18歳以下（18歳到達年度末まで）の児童（障害がある方は20歳未満まで）を扶養している方 ①父母が婚姻を解消した ②父又は母が死亡した ③父又は母が重度の障害にある ④父又は母の生死が明らかでない ⑤父又は母が引き続き1年以上行方不明、遺棄、拘禁されている ⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた ⑦婚姻によらないで生まれた ⑧その他要件に該当するか明らかでない	所得に応じて決まります。 1人目児童 全部支給 44,140円 一部支給 44,130円～10,410円 2人目児童加算 全部支給 10,420円 一部支給 10,410円～5,210円 3人目以降児童加算 全部支給 6,250円 一部支給 6,240円～3,130円	5月 7月 9月 11月 1月 3月	健康・子育て課 内線262
国	児童扶養手当			
県 町	次の要件にあてはまる18歳以下（18歳到達年度末まで）の児童を扶養している方 ①父母が婚姻を解消した ②父又は母が死亡した ③父又は母が重度の障害にある ④父又は母の生死が明らかでない ⑤父又は母が引き続き1年以上行方不明、遺棄、拘禁されている ⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた ⑦婚姻によらないで生まれた ⑧その他要件に該当するか明らかでない	支給開始から1～3年目 児童1人 4,350円 支給開始から4～5年目 児童1人 2,175円	5月 7月 9月 11月	健康・子育て課 内線262
県 町	遺児手当			
国	次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を扶養している方 ①身体障害者手帳1級、2級か療育手帳A判定 ②身体障害者手帳3級、4級（一部）か療育手帳B判定	児童1人につき ①53,700円 ②35,760円	4月 8月 11月	
国	特別児童扶養手当			